

## 知っていますか 固定資産税の減額制度

住宅のバリアフリー・省エネ・耐震改修工事を行ったときは、固定資産税の減額制度があります。  
 ※減額を受けるためには、改修が完了した日から3カ月以内に申告する必要があります。  
 この減額制度は、家屋の固定資産税のみに適用されます（都市計画税、土地の固定資産税は適用外）。  
 詳しい減額制度の要件や申告の方法については、問い合わせてください。

工事の種類	減額制度を受けるための要件			①減額される税額 ②期間 ③床面積
	工事の内容	金額	その他	
バリアフリー改修	◇廊下の拡幅 ◇階段のこう配の緩和 ◇浴室改良 ◇便所改良 ◇手すりの設置 ◇屋内の段差の解消 ◇引き戸への取り替え ◇滑りにくい床材への取替	補助金などを除く工事費用の合計が50万円を超えるもの	◇新築された日から10年以上経過した住宅であること ◇居住者が次のいずれかに当てはまること ・65歳以上の人※1 ・要介護または要支援の認定を受けている人 ・障がいのある人 ◇改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること など	①固定資産税額の3分の1 ②工事完了の翌年度1年間 ③100㎡まで
省エネ改修	◇窓の断熱工事（必須） ◇床、天井、壁の断熱工事（窓の断熱工事と同時に行うもののみ） ◇改修部位をいずれも現行の省エネ基準に適合させる工事（必須）	工事費用の合計が60万円を超えるもの※2	◇平成26年4月1日以前から存在する住宅であること ◇改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること など	①固定資産税額の3分の1（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2） ②工事完了の翌年度1年間 ③120㎡まで
耐震改修	現行の耐震基準に適合させる工事（コンクリートや鉄筋で基礎の幅を厚くする など）	補助金などを除く工事費用の合計が50万円を超えるもの	昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること など	①固定資産税額の2分の1（長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2） ②工事完了の翌年度1年間※3 ③120㎡まで

※1 工事が完了した年の翌年の1月1日時点の年齢

※2 断熱改修工事に係る費用が60万円超、または断熱改修工事にかかる費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超

※3 工事した住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」である場合は2年間減額の対象になります。2年目の減額割合は、長期優良住宅の認定の有無に関わらず2分の1です。

●問い合わせ先 市税課固定資産税担当 ☎(580)1829